

鴨川市物価高騰対応重点支援給付金支給事業（令和 6 年度非課税世帯分）実施要綱を次のように定める。

令和 7 年 2 月 18 日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市告示第 22 号

鴨川市物価高騰対応重点支援給付金支給事業（令和 6 年度非課税世帯分）実施要綱（趣旨）

第 1 条 この告示は、国の国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策として物価の高騰による負担増を踏まえ特に家計への影響が大きい低所得の世帯に対して臨時的な措置として実施する鴨川市物価高騰対応重点支援給付金支給事業（令和 6 年度非課税世帯分）に関し必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第 2 条 市長は、次項に規定する支給対象者に対し、物価高騰対応重点支援給付金（令和 6 年度非課税世帯分）（以下「給付金」という。）を支給するものとする。

2 給付金の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、令和 6 年 12 月 13 日（以下「基準日」という。）において、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づく市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住民基本台帳（以下「市町村の住民基本台帳」という。）に記録されている者（基準日以前に同法第 8 条の規定により住民票を消除されていた者であって、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）であって、住民税非課税世帯（同一の世帯に属する者全員が地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による令和 6 年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税の均等割を免除された者である世帯をいう。以下同じ。）の世帯主とする。

3 前項の場合において、住民税非課税世帯に属する者は、基準日において、住民基本台帳法に基づく本市の住民基本台帳（以下「本市の住民基本台帳」という。）に記録されている者であることとする。

4 第 2 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する世帯の世帯主は、支給対象者の要件を満たさないものとする。

（1）市町村民税の均等割が課されている者の扶養親族等のみで構成される世帯

（2）租税条約による市町村民税の免除の適用の届出によって市町村民税の均等割が課されていない者を含む世帯

（3）他の地方公共団体において給付金に相当する給付を受けた世帯又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯

5 市長は、住民税非課税世帯のうち次の各号のいずれかに該当する児童が属する世帯（以下「こども加算世帯」という。）の支給対象者に対し、第 4 条第 2 号の規定により算定した額の給付金を支給するものとする。

（1）平成 18 年 4 月 2 日以後に出生した児童であって、基準日において本市の住民基本台帳に記録されているもの

（2）基準日の翌日から令和 7 年 7 月 31 日までに出生した児童であって、出生日にお

いて本市の住民基本台帳に記録されているもの

- 6 前項の規定にかかわらず、支給対象者が児童と同居せずに、これを監護し、かつ、生計を同じくする場合にあっては、基準日において他の支給対象者となる世帯主が同一の世帯にいない児童に限り、当該児童を給付金の支給額の算定の基礎とする児童(以下「対象児童」という。)とする。
- 7 第5項の規定にかかわらず、措置入所等児童(児童手当法(昭和46年法律第73号)第3条第3項に規定する障害児入所施設、児童養護施設、乳児院等に入所している児童をいい、同項第1号に掲げる里親に委託されている児童を除く。)については、対象児童としない。
- 8 第5項の規定にかかわらず、児童が里親に委託されている場合にあっては、里親が当該児童の属する世帯の世帯主であり、かつ、第2項から第4項までに規定する支給対象者の要件を満たす場合に限り、当該児童を対象児童とする。
- 9 第5項の規定にかかわらず、児童が母子生活支援施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第38条に規定する母子生活支援施設をいう。)に保護者とともに入所している場合にあっては、保護者が当該児童の属する世帯の世帯主であり、かつ、第2項から第4項までに規定する支給対象者の要件を満たす場合に限り、当該児童を対象児童とする。

(支給対象者の特例)

第3条 支給対象者が基準日以後に死亡した場合において、他の世帯構成者がいるときにおける支給対象者は、その世帯構成者のうちから新たに当該世帯の世帯主となった者(これにより難い場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者)とする。

- 2 配偶者又はその他の親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)に定める措置を受けた者その他の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別表のとおりとする。

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 住民税非課税世帯(こども加算世帯に該当する世帯を除く。) 1世帯当たり3万円
- (2) こども加算世帯 前号に定める額に対象児童1人につき2万円を加算した額(支給の届出等)

第5条 支給対象者は、給付金の支給を受けようとするときは、市長に対し、鴨川市物価高騰対応重点支援給付金支給要件確認書(令和6年度非課税世帯分)(別記第1号様式。以下「確認書」という。)による届出をし、又は鴨川市物価高騰対応重点支援給付金支給申請書(請求書)(令和6年度非課税世帯分)(別記第2号様式)(以下「給付金申請書」という。)による申請をしなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出又は申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、本人確認を行うものとする。
- 3 市長は、前2項の規定にかかわらず、鴨川市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業実施要綱(令和5年鴨川市告示第93号)、鴨川市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業(追加給付)実施要綱(令和6年鴨川市告示第1号)、

鴨川市物価高騰対応重点支援給付金支給事業（均等割のみ課税世帯分）実施要綱（令和6年鴨川市告示第19号）又は鴨川市物価高騰対応重点支援給付金支給事業（新たな非課税世帯等分）実施要綱（令和6年鴨川市告示第95号）に基づく給付を受けた支給対象者であって、第2条第2項から第4項までに規定する支給対象者の要件を満たすことを確認することができる世帯の世帯主に対し、給付金の支給の申込みを行う。

- 4 前項に規定する支給対象者は、給付金の支給を拒否する場合は鴨川市物価高騰対応重点支援給付金受給拒否の届出書（令和6年度非課税世帯分）（別記第3号様式）により、給付金の振込口座に変更がある場合は鴨川市物価高騰対応重点支援給付金受給口座変更等の届出書（令和6年度非課税世帯分）（別記第4号様式。以下「受給口座変更等届出書」という。）により、市長が別に定める日までに、市長に届け出なければならない。
（電磁的記録による作成及び届出等）

第6条 前条第1項の規定により作成することとされている確認書については、当該確認書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成をもって、当該確認書の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該確認書とみなす。

- 2 前条第1項の規定による届出及び同条第2項の規定による公的身分証明書の写し等の提出については、これらの書類が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次項において同じ。）をもって行うことができる。
- 3 前項の規定により確認書の届出及び公的身分証明書の写し等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、これらの書類の届出等を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該届出等を受けるべき者に到達したものとみなす。
- 4 前3項の規定にかかわらず、第9条に規定する代理人が行う届出等は、電磁的方法によることができない。

（基準日の翌日以後に出生した児童に係るこども加算世帯の申請）

第7条 こども加算世帯（第2条第5項第2号に掲げる児童が属する世帯に限る。）の支給対象者は、当該児童に係る給付金の支給を受けようとするときは、市長に対し、鴨川市物価高騰対応重点支援給付金（基準日翌日以後出生児童等分）支給申請書（請求書）（別記第5号様式。以下「基準日翌日以後出生児童等分給付金申請書」という。）による申請をしなければならない。この場合において、第5条第1項の規定による申請をする当該支給対象者については、給付金申請書において行うことができる。

（同居せずに監護し、かつ、生計を同じくする児童に係るこども加算世帯の申請）

第8条 前条前段の規定は、こども加算世帯（第2条第6項に規定する児童を有する世帯に限る。）の支給対象者が当該児童に係る給付金の支給を受けようとする場合について準用する。この場合において、当該支給対象者は、当該申請に併せて、当該児童を有する世帯である旨を市長に申し出なければならない。

（代理による届出等）

第9条 支給対象者に代わり、代理人として第5条第1項の規定による届出若しくは申請、同条第4項の規定による届出又は第7条の規定による申請（前条において準用する場合を含む。）を行うことができる者は、次に掲げる者に限るものとする。

- (1) 基準日における支給対象者の属する世帯の世帯構成者
 - (2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人をいう。）
 - (3) 親族その他の日常的に支給対象者本人の身の回りの世話をしている者等であつて市長が特に認めるもの
- 2 市長は、代理人が第5条第1項の規定による届出若しくは申請、同条第4項の規定による届出又は第7条の規定による申請（前条において準用する場合を含む。）を行うときは、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、本人確認を行うものとする。この場合において、代理人が第5条第1項の規定による届出を行うときは、確認書の委任欄への記載を支給対象者に行わせるものとする。
- 3 市長は、代理人が第1項第1号に掲げる者である場合にあっては本市の住民基本台帳により、代理人が同項第2号又は第3号に掲げる者である場合にあっては市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。
- （確認書等の提出期限）

第10条 確認書又は給付金申請書の提出期限は、令和7年7月31日とする。

- 2 基準日翌日以後出生児童等分給付金申請書の提出期限は、令和7年8月14日とする。
- （支給の決定）

第11条 市長は、確認書、給付金申請書又は基準日翌日以後出生児童等分給付金申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査し、給付金の支給の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、第5条第4項の規定による給付金の支給を拒否する旨の届出のない支給対象者について、給付金の支給を決定するものとする。
- （給付金の支給）

第12条 市長は、前条の規定により給付金の支給を可とする決定をしたときは、当該支給対象者に対し、給付金を支給するものとする。

- 2 給付金の支給は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。この場合において、第2号に掲げる方法は、支給対象者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していること等により給付金の支給に支障が生じるおそれがあると市長が認める場合に限り行うものとする。

(1) 支給対象者から市長に通知された金融機関の口座（第5条第3項に規定する支給対象者（同条第4項の規定による給付金の振込口座に変更がある旨の届出のない者に限る。）にあっては、同条第3項に規定する市長の申込みに係る金融機関の口座）に振り込む方法

(2) 窓口で現金を交付することにより支給する方法

（給付金の支給等に関する周知）

第13条 市長は、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報誌への掲載その他の方法により市民に周知させるものとする。

（支給が行えない場合の取扱い）

第14条 市長は、給付金の支給が第12条第2項第1号に規定する方法により行えないときは、当該給付金に係る確認書、給付金申請書、基準日翌日以後出生児童等分給付金申請書又は受給口座変更等届出書の補正を求めるものとする。

- 2 前項の場合において、市長が補正を求めてもなお、当該給付金に係る確認書、給付金

申請書又は受給口座変更等届出書の補正が行われない場合その他支給対象者の責に帰すべき事由により給付金の支給が行えない場合は、当該支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

(給付金の返還)

第 15 条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給した給付金の返還を求めるものとする。

(その他)

第 16 条 この告示に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第 15 条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

別表 (第 3 条関係)

1 配偶者又はその他の親族からの暴力等を理由に避難している者の取扱い

(1) 次のいずれかに該当し、かつ、次号の申出者が満たすべき一定の要件を満たし、その旨の申出を行った者（以下「申出者」という。）については、基準日において本市に住民登録をしていない場合であっても、本市における支給対象者とする。

ア 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別に行っている者（婦人相談所一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）又は婦人保護施設の入所者の親族その他の当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該者と生計を別に行っている入所者を含む。）及びその同伴者であって、基準日において本市に住民登録をしていないもの

イ 親族からの暴力等を理由に避難している者であって、自宅には帰れない事情を抱えているもの

(2) 申出者の満たすべき一定の要件は、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

ア 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 10 条第 1 項又は第 10 条の 2 の規定による命令が出されていること。

イ 婦人相談所による配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書（親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設の入所者に対して婦人相談所が発行する配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。この場合において、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所又は市町村における配偶者暴力相談支援担当部署をいう。）又は行政機関若しくは関係機関と連携して配偶者からの暴力の被害者の支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域 DV 協議会参加団体又は補助金等交付団体をいう。）が発行する確認書についても、配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書と同様のものとして取り扱うものとする。

ウ 基準日の翌日以後に本市に住民登録をし、住民基本台帳事務処理要領（昭和 42 年自治振第 150 号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、申出者と市町村の住民基本台帳上の世帯との間に生活の一体性がないと認められること（婦人保護施設等に申出者が次項の児童等とともに入所している場合であって、申出者の配偶者に対して当該児童等への接見禁止命令が発令されているとき等この項の取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と市町村の住民基本台帳上の世帯との生計が同一でないと認められることを含む。）。

2 措置入所等児童の取扱い

基準日において、次の各号のいずれかに該当する児童等（児童（基準日において満 18 歳に満たない者をいう。以下同じ。）及び児童以外の者（基準日において原則として満 22 歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により当該年度の末日を超えて在学している者及び第 6 号における母子生活支援施設の入所者を含む。）をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）については、本市における支給対象者とする。

- (1) 児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第 6 条の 4 に規定する里親に委託されている児童等（保護者（同法第 6 条に規定する保護者をいう。次号において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童等を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2 月以内の期間を定めて行われる委託をされている者を除く。）
- (2) 児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により入所措置が採られて同法第 42 条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第 27 条第 2 項の規定により同法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第 27 条第 1 項第 3 号若しくは第 27 条の 2 第 1 項の規定により入所措置が採られて同法第 37 条に規定する乳児院、同法第 41 条に規定する児童養護施設、同法第 43 条の 2 に規定する児童心理治療施設若しくは同法第 44 条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童等（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2 月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童等を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2 月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている者を除く。）
- (3) 身体障害者福祉法第 18 条第 2 項若しくは知的障害者福祉法第 16 条第 1 項第 2 号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成 14 年法律第 167 号）第 11 条第 1 号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童等（2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18 歳

に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。)

- (4) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 30 条第 1 項ただし書の規定により同法第 38 条第 2 項に規定する救護施設、同条第 3 項に規定する更生施設若しくは同法第 30 条第 1 項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は売春防止法(昭和 31 年法律第 118 号)第 36 条に規定する婦人保護施設に入所している児童等(2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。)
- (5) 児童福祉法第 25 条の 7 第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等(2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び社会的養護自立支援事業等の実施について(平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 10 号)により入居している者に限る。)
- (6) 児童福祉法第 23 条第 1 項の規定により同法第 38 条に規定する母子生活支援施設に入所している者(2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。)

3 入所措置等が採られている障害者及び高齢者の取扱い

第 1 号又は第 2 号に掲げる者(以下これらを「措置入所等障害者・高齢者」という。)であつて、基準日において本市の住民基本台帳に記録されている者については、本市における支給対象者とする。この場合において、本市で入所等の措置を講じ、措置入所等担当課室から給付金担当課室に対して施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が行われた場合の当該措置入所等障害者・高齢者についても本市における支給対象者とする。

- (1) 身体障害者福祉法第 18 条第 1 項若しくは第 2 項又は知的障害者福祉法第 15 条の 4 若しくは第 16 条第 1 項第 2 号の規定による措置が採られている者(措置が採られている者には、措置施設入所者及び措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者(成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。))を含む。)(2 月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)
- (2) 老人福祉法第 10 条の 4 第 1 項及び第 11 条第 1 項の規定による入所等の措置等が採られている者(2 月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)

4 ホームレス等の取扱い

居住が安定していない者又は事実上ネットカフェに寝泊まりしている者であつて、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていない者について、基準日の翌日以後、本市の住民基本台帳に記録されたときは、本市における支給対象者とする。

5 無戸籍者の取扱い

現に市町村の住民基本台帳に記録されていない者であつて、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると本市に申し出たものについて、法務局等において無戸籍者として把握していることを市長が相当と認めるときは、本市における支給対象者とする。

様

鴨川市長

鴨川市物価高騰対応重点支援給付金支給要件確認書（令和6年度非課税世帯分）

物価高騰対応重点支援給付金（令和6年度非課税世帯分）について、令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。

以下の内容を確認して、オンライン又は郵送で返送してください。

提出期限 令和7年7月31日木曜日

支給方法	口座振込
支給日	確認書を受理した日から30日後
支給口座	
支給額	円（非課税世帯給付金 円、こども加算 円）

こども加算対象児童 ※対象児童が世帯にいない場合は、空欄となります。

	(フリガナ) 氏 名	性別	生年月日		(フリガナ) 氏 名	性別	生年月日
1			年 月 日	4			年 月 日
2			年 月 日	5			年 月 日
3			年 月 日	6			年 月 日

■確認事項：世帯主の方が下記の内容を確認の上、相違ない場合は署名してください。

- ① 令和6年度住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯ではありません。
- ② 世帯の中に、住民税が課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 既に他の自治体で同様の給付を受けている世帯ではありません。
- ④ こども加算対象児童がある場合、世帯と別生計（施設入所を含む。）である子はいません。

※租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合は、支給対象者となりません。

※確認内容が誤っている場合は給付金の返還を求める場合があります。

住民税の取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。

また、意図的に虚偽の記載をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

※上記の回答期限までに返信がない場合及び返送した確認書に不備があり鴨川市が定める期限までに必要な修正が行われない場合、本給付金の支給を受けることを辞退したものとみなします。

※本給付金を受給しない場合は、右欄（□）にレ印をご記入ください。

□ 私の世帯は給付金を受給しません

上記確認事項について、相違ありません。

世帯主氏名		確認日	令和	年	月	日	連絡先電話番号	
-------	--	-----	----	---	---	---	---------	--

記載された口座を既に解約しているなどの理由で上記口座とは異なる口座への振込みを希望する場合や、上記口座欄が空欄の場合には、以下の欄に記入してください。

上記口座に代えて（又は上記の口座欄が空欄の場合）、下記の口座への振込みを希望します。

（長期間入出金のない口座を記入しないでください。）

【受取口座記入欄】※下欄に記載の上、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

金融機関名	本・支店名	分類	口座番号 ※右詰めでご記入ください	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください
1.銀行 4.信連 7.信漁連 2.金庫 5.農協 3.信組 6.漁協	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関番号	店番号			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。

（注）金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りができない方は、（ - - ）までお問い合わせください。

代理人が確認する場合は、裏面の代理確認（受給）に記入してください。

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	フリガナ	申請者との 関係	代理人生年月日	代理人住所
	代理人氏名			
			明治・大正・昭和・平成 年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ()
上記の者を代理人と認め、 この給付金の（確認・請求 受給 確認・請求及び受給）				を委任します。 ←法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。
				世帯主氏名 （委任者）
				署名

振込先金融機関口座確認書類

（受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し）

表面の上の方に記載の口座以外の口座で表面に記入した口座への振込みを希望される場合は、記入した振込みを希望する口座の確認書類を提出してください。

本人（代理人）確認書類

※マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の写し（いずれか1つ）

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

表面の上の方に記載の口座以外の口座への振込みを希望される場合
 又は 代理人が確認（受給）する場合 には提出してください。

第2号様式(第5条関係)

鴨川市物価高騰対応重点支援給付金支給申請書(請求書)(令和6年度非課税世帯分)
(申請を必要とする世帯の場合)

市受付印

(宛て)
鴨川市長

裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏 名	性別	生 年 月 日	現 住 所
	男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話 ()

2. 申請者が属する世帯の状況 ※令和6年12月13日時点の世帯の全ての構成員について記載

○ 令和6年1月1日時点の住所が、現住所と異なる方は、令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する住民税非課税証明書を添付してください。(該当者全員) ※住民税非課税証明書の添付がない場合は、この給付金を支給することができません。
○ 支給対象の要件を満たす世帯において、18歳以下(平成18年4月2日生まれ以降)の児童を扶養(生計が同一)している場合、給付金が加算されます。該当する場合は、「加算対象児童該当」欄の「該当」に「レ」を記入してください。
令和6年12月14日以降に生まれた新生児について、世帯主に扶養(生計同一)されたい場合は加算対象児童となりますので、ご記入ください。

	(フリガナ)	申請者との続柄	性別	個人番号	現住所と令和6年1月1日時点の住所が異なる	異なる場合には令和6年1月1日時点の住所を記載	令和6年度住民税均等割課税状況	加算対象児童該当 ※18歳以下の児童のみ記載
	氏名			生年月日				
1	(申請者)	本人	</					

3. 振込口座(原則、1. の申請・請求者名義の口座) ※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

※下欄に記入し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	本・支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」「通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りができない方は、
(電話)にお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、☐にチェック(レ)してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 鴨川市物価高騰対応重点支援給付金(令和6年度非課税世帯分)(以下「給付金」という。)の支給要件(※)に該当します。
※ 給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。
ア 世帯の全員が、令和6年度住民税非課税である。
イ 世帯の全員が、令和6年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。
(注)住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
ウ 既に他の自治体で同様の給付を受けている世帯ではありません。
エ 加算対象児童に該当する児童がいる場合、世帯と別生計(施設入所を含む。)である子はいません。
オ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
- ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、鴨川市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑤ この申請書は、市長が支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- ⑥ 市長が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和7年7月31日までに、鴨川市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
- ⑦ 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

提出書類

- ☐ 鴨川市物価高騰対応重点支援給付金申請書(請求書)(令和6年度非課税世帯分)
(申請を必要とする世帯の場合)(本書)
※ 必要事項をご記入ください。
- ☐ 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
※ 申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。
- ☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- ☐ (「現住所と令和6年1月1日時点の住所と異なる」欄が「異なる」に該当する方全員分)
令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和6年度住民税非課税証明書』の写し(コピー)

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申請の内容に相違ありません。

年 月 日

申請者氏名
電話番号

鴨川市物価高騰対応重点支援給付金
受給拒否の届出書（令和6年度非課税世帯分）

（宛て）鴨川市長

- 1 私は、鴨川市物価高騰対応重点支援給付金（令和6年度非課税世帯分）（以下「本給付金」という。）の受給について拒否することを、ここに届け出ます。
- 2 本届出により、本給付金の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。
- 3 本届出による本給付金の受給を拒否した後に、本給付金の支給を鴨川市に請求することができないことに同意します。

年 月 日

届出者住所 _____

届出者氏名 _____ ⑩

※ 署名又は記名押印をしてください。

届出者連絡先 _____（ ）

本人確認書類添付箇所

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、
年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し

**鴨川市物価高騰対応重点支援給付金
受給口座変更等の届出書(令和6年度非課税世帯分)**

(宛て)
鴨川市長

年 月 日

1. 届出者(世帯主)

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
印		年 月 日	電話 ()

※記名押印に代えて署名することができます。

※下欄の事項に誓約・同意の上、届出します。

2. 新規振込先指定口座(原則、1. の届出者(世帯主)ご本人名義の口座に限ります。)

☐ ア 指定の金融機関口座への振込を希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金 融 機 関 名	支 店 名	分 類	口 座 番 号 (右詰めでお書きください。)	口 座 名 義(フリガナのみ)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		※「1. 届出者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	支店コード			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」「通帳見開き下部に記載」をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

☐ イ 窓口での現金支給を希望

※金融機関の口座が開設できない方等、どうしても口座による受け取りができない方のみとなります。本人確認資料を裏面に添付してください。

【誓約・同意事項】(チェック欄(□)に『レ』を記入してください。)

- ☐ 市長が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和7年7月31日までに、市長が届出者に連絡・確認できない場合に、鴨川市物価高騰対応重点支援給付金(令和6年度非課税世帯分)が支給されないことに同意します。

提出書類

- ☐ 『鴨川市物価高騰対応重点支援給付金受給口座変更等の届出書(令和6年度非課税世帯分)』(本書)
※必要事項をご記入ください。
- ☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』 (※「2. 新規振込先指定口座」で「ア」を選択した場合に限る。)
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- ☐ 『届出者本人確認書類の写し(コピー)』
※届出者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。

鴨川市物価高騰対応重点支援給付金(基準日翌日以後出生児童等分)支給申請書(請求書)
(申請を必要とする世帯の場合)

市受付印

(宛て)
鴨川市長

裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏 名	性別	生 年 月 日	現 住 所
	男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話 ()

2. 扶養している児童の状況 ※令和6年12月13日時点で別居している児童及び

令和6年12月14日以降に出生した新生児について記載

○ 支給対象の要件を満たす世帯において、18歳以下(平成18年4月2日生まれ以降)の児童を扶養(生計が同一)している場合、給付金が加算されます。該当する場合は、「加算対象児童該当」欄の要件を満たす項目に「し」を記入してください。
令和6年12月14日以降に生まれた新生児で世帯主に扶養(生計が同一)されているもの及び世帯主が同居せずに、監護し、かつ、生計を同じくする児童(別居している児童と同じ世帯にこども加算の支給対象者となる世帯主がいない場合の児童に限る。)について、加算対象児童となりますので、ご記入ください。

	(フリガナ) 氏 名	申請者との続柄	性別	個人番号	加算対象児童該当事由 ※18歳以下の児童のみ記載	別居しており生計同一の場合には令和6年12月13日時点の住所を記載
	生年月日					
1				平・令 年 月 日	□基準日の翌日以降に出生 □別居しており生計同一	
2				平・令 年 月 日	□基準日の翌日以降に出生 □別居しており生計同一	
3				平・令 年 月 日	□基準日の翌日以降に出生 □別居しており生計同一	
4				平・令 年 月 日	□基準日の翌日以降に出生 □別居しており生計同一	
5				平・令 年 月 日	□基準日の翌日以降に出生 □別居しており生計同一	

3. 振込口座(原則、1. の申請・請求者名義の口座)

当てはまる項目に、□にチェック(し)してください。

- ☐ 既に支給を受けた「鴨川市物価高騰対応重点支援給付金(令和6年度非課税世帯分)」と同一の振込口座に振込みを希望する。
- ☐ 上記以外の口座に振込みを希望する。
※下欄に振込先金融機関情報を記入し、内容を確認できる書類を添付してください。

【受取口座記入欄】※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

金融機関名	本・支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信濃連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」「(通帳見開き下部に記載)」をご記入ください。

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りができない方は、(電話)にお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、☐にチェック(し)してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 鴨川市物価高騰対応重点支援給付金(令和6年度非課税世帯分)(以下「給付金」という。)のこども加算支給要件(※)に該当します。
※ 給付金の支給対象児童となるためには、以下の要件を満たす必要があります。
ア 世帯主が同居せずに、監護し、かつ、生計を同じくする児童について、別居している児童と同じ世帯にこども加算の支給対象者となる世帯主がいないこと。
イ 世帯と別生計(施設入所を含む。)である児童でないこと。
- ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、鴨川市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑤ この申請書は、市長が支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- ⑥ 市長が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和7年8月14日までに、鴨川市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
- ⑦ 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

提出書類

- ☐ 鴨川市物価高騰対応重点支援給付金(基準日翌日以後出生児童等分)支給申請書(請求書)
(申請を必要とする世帯の場合)(本書)
※ 必要事項をご記入ください。
- ☐ 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
※ 申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。
- ☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』 ※表面3で受取口座の記入をした場合
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申請の内容に相違ありません。

年 月 日

申請者氏名
電話番号